



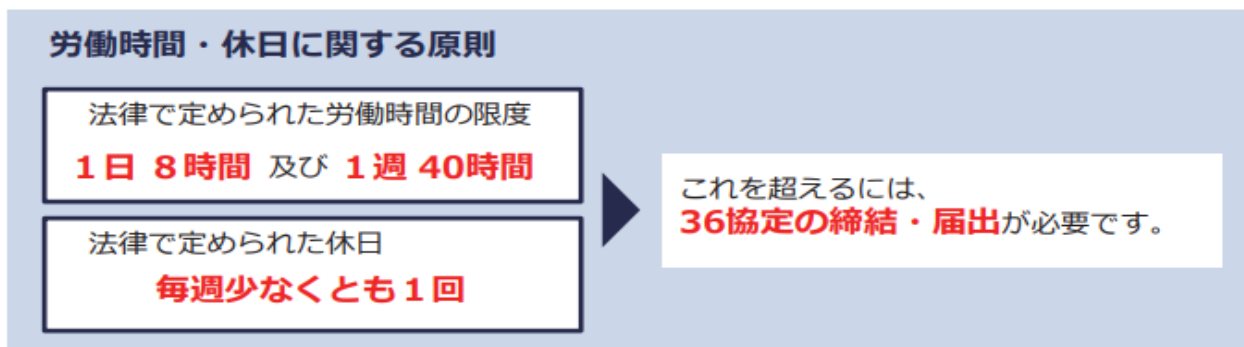
2024年1月1日

# 事務所ニュース Vol.302

## 【時間外労働規制と 36 協定について】

### ●労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって上限が定められており、労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、これを延長することはできません。



労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています。（これを「法定休日」といいます。）法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、

- ・労働基準法第36条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）の締結
- ・所轄労働基準監督署長への届出

が必要です。36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

☆1年のうち1日でも8時間を超える労働日がある可能性があるのであれば、36協定の提出が必要です。提出をしていない場合は、8時間を超える労働をさせてはいけません。

### ●時間外労働の上限規制

2018（平成30）年6月に労働基準法が改正され、36協定で定める時間外労働に罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）付きの上限が設けられることとなりました。時間外労働の上限（「限度時間」）は、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、年720時間、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満（休日労働を含む）を超えることはできません。また、月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

2024年3月31日までは、建設事業及び自動車運転の業務については上限規制の猶予期間ではあり

ましたが、4月1日より取り扱いが下記の内容に変更されますので、ご注意ください。

## **工作物の建設の事業**

### **2024年4月以降の上限規制**

○2024年4月以降、建設業では、災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外労働の上限規制が原則通りに適用されます。

○災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。

## **自動車運転の業務**

### **2024年4月以降の上限規制**

○2024年4月以降、自動車運転者は、特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。

○一般の労働者と異なり、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制及び、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。

※自動車運転の業務に従事する労働者は、別途、運転時間や勤務間インターバルについて定めた「改善基準告示」を遵守する必要があります。

参照サイト：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html)

上記の事業に関しましては、猶予期間が終了するに伴い、協定届の様式が変わります。自社でお手続きをしている事業所様はご注意ください。

その他、ご不明な点等ございましたら、当事務所までお問い合わせください。

### **○当事務所からのお知らせ**

- ・労働保険料第3期分の納付について

口座振替の事業主様は令和6年1月12日(金)が振替日、口座振込の事業主様は令和6年1月31日(水)が振込期限となっております。今一度ご確認をお願い致します。

## 後記

